

選挙活動の健全性を確保するために政府の速やかな対応を求める意見書

令和6年4月28日に執行された衆議院議員の東京都第15区の補欠選挙では、「選挙の自由」「言論、表現の自由」を基本とした「選挙運動の自由」が妨害行為により妨げられ、候補者の街頭活動の機会、有権者の「知る権利」が失われました。

また、令和6年7月7日に執行された東京都知事選挙では、選挙活動から著しく逸脱したポスターの掲示といった公職選挙法では想定されていない問題が発生しています。

公職選挙法第1条には、「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」と謳っています。昨今の行為は選挙そのものを冒涇するものでもあり、現状を放置したままでは、法の趣旨である公正な選挙活動を担保できません。

よって、千代田区議会は、民主主義の根幹である選挙が脅かされる事態が生じないよう、選挙活動の健全性を取り戻すべく、政府に対し、速やかな対応を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月10日

千代田区議会議長 秋 谷 こうき

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

総務大臣 松本剛明 殿